

## 日本学術会議の有権者登録と有権者の異動届について

日本学術会議第12期会員選挙は昭和55年11月に行なわれます。この選挙で、会員を選挙し、または会員に選挙されるためには、日本学術会議の有権者名簿に登録されていなければなりません。新たに有権者として登録を希望される方、既に登録されているが住所・勤務機関などに変更のある方は、つぎの要領により早めに手続きをして下さい。

### 1. 新たに有権者として登録を希望する人

有権者の資格は、日本国籍を有する科学者で、①大学卒業後2年以上、②短期大学もしくは高等専門学校卒業後4年以上、③その他研究歴5年以上、のいずれかの者で、研究論文または業績報告により、研究者であることが選挙管理委員会の資格審査で認定された者です。研究論文、業績報告は、学会誌はもちろん気象庁の研究時報、管区研究調査報告書等に発表されたもの、これらの学会、研究発表会で口頭で報告されたものでそのことが、学会誌、研究調査報告書に掲載されているもので差

しつかえありません。有権者の資格のあると思われる方で登録を希望される方は、下の「登録用カード用紙請求書」を日本学術会議選挙管理会へ送り、送られてきた登録用カードに所要の事項を記入して再度選挙管理会に送り、有権者の認定を受けて下さい。登録用カードはいつでも提出できますが、第12期選挙のための受付は、昭和55年3月31日ですから早めに提出して下さい。

### 2. 有権者で住所、勤務機関などの異動した人

下の有権者異動届を同じく選挙管理会へ提出して下さい。日本学術会議会員選挙の投票用紙は書留郵便で郵送されてくるので、2回とも投票用紙が届かなかった人は自動的に有権者名簿から除かれます。住所（住所提示の変更を含む）、勤務機関、勤務地、身分等に異動があったときは速やかに異動届を出して下さい。

なお、用紙はいずれもB5判になっていますが、はがきで差しつかえありません。

学術会議担当理事 増田善信

B5判

有権者異動届			
昭和 年 月 日			
日本学術会議中央選挙管理会 御中			
第 部 学 地方区 } ※			
氏 名 (ふりがな) (印) ※			
下記のとおり異動がありましたからお届けします。			
事 項	(新)	(旧) ※	
1 氏 名 (ふりがな) ※※			
2 本 籍			
3 住 所 (郵便番号)			
4 勤 務 機 関 及 び 職 名			
5 勤 務 地 (郵便番号)			
6 博士の学位	①学位の種類 ②授与大学 ③授与年 昭和 年		
7 名誉教授	大学 所属 高専 学会	8	

(注) 1 ※印は登録用カード記載のものを記入すること。  
2 ※※印は改姓、改名のときのみ記入すること。  
3 ※印, ※※印以外の欄は現状を記入する。ただし、旧と同一の場合は「同右」と記入すること。

B5判

登録用カード用紙請求書	
氏 名 (ふりがな) (印)	
住 所 (郵便番号)	

<送り先> 〒106 東京都港区六本木 7-22-34 日本学術会議中央選挙管理会